

# 食 品 安 全 委 員 会 農 薬 専 門 調 査 会

## 幹 事 会 第 73 回 議 事 録

1. 日時 平成 23 年 6 月 22 日（水） 10：30～11：53
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
  - (1) 農薬及び添加物（フルジオキシニル）の食品健康影響評価について
  - (2) 農薬（フルバリネート及びメタゾスルフロン）の食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について
  - (3) 農薬（アルジカルブ）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について
  - (4) その他
4. 出席者
  - (農薬専門調査会専門委員)  
納屋座長、林副座長、赤池専門委員、上路専門委員、三枝専門委員、與語専門委員
  - (添加物専門調査会専門委員)  
伊藤専門委員
  - (食品安全委員会委員)  
小泉委員長、熊谷委員、畑江委員、廣瀬委員、長尾委員
  - (事務局)  
栗本事務局長、中島事務局次長、坂本評価課長、前田評価調整官、堀部課長補佐、高橋評価専門官、工藤係長、藤井係長
5. 配布資料
  - 資料 1 論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定）
  - 資料 2 フルジオキシニル農薬評価書（案）
  - 資料 3－1 アルジカルブの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について
  - 資料 3－2 アルジカルブ農薬評価書（案）
  - 資料 4 食品安全委員会での審議等の状況
  - 参考資料 1 農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものにつ

いて、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（平成 22 年 5 月 20 日食品安全委員会決定）

参考資料 2 - 1 食品健康影響評価について（平成 23 年 4 月 21 日付け厚生労働省発食安 0421 第 1 号）

参考資料 2 - 2 フルジオキソニルの添加物指定並びに規格基準の設定に関する食品健康影響評価について（平成 23 年 4 月 21 日付けで食品健康影響評価を依頼した事項）

## 6. 議事内容

### ○ 堀部課長補佐

それでは、定刻より若干早いようでございますけれども、ただ今から第 73 回農薬専門調査会幹事会を開催いたします。

先生方におかれましては、お忙しい中、また本日は暑い中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、農薬専門調査会幹事会に所属していただいております専門委員 6 名の先生方に御出席いただいております。

まず冒頭でございますけれども、ちょっと幹事会メンバーの交代がございますので、御紹介差し上げます。これまで評価第四部会の副座長をお務めいただいております布柴専門委員から部会の副座長辞退という申し出がございました。6 月 7 日に開催されました第 8 回農薬専門調査会評価第四部会におきまして、農薬専門調査会の運営体制に関する事項第 3 条第 6 項に基づきまして、評価第四部会の西川座長から部会の副座長に與語専門委員を御指名いただいたところでございます。このため、與語専門委員に本日より幹事会のメンバーとして御参加いただいているところでございます。まず御紹介いたします。どうぞよろしく願いいたします。

また、本日の幹事会でございますが、後ほど詳細を御説明いたしますけれども、本日は農作物の収穫後に添加物としても使用される農薬について御審議いただくということになっておりますので、添加物専門調査会に御所属いただいております専門委員のうち、伊藤清美専門委員にも御出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

食品安全委員会からは 4 名の委員が出席されております。

それでは、以後の進行を納屋先生にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### ○ 納屋座長

では、本日の議事を始めたいと思っております。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては公開で行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局より資料確認をお願いします。

○ 堀部課長補佐

お手元の資料確認をお願いいたします。

幹事会の議事次第、それから座席表、それから専門委員の名簿に続きまして、資料 1 といたしまして、「論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制」。資料 2 といたしまして、「フルジオキサニルの評価書（案）」のたたき台。それから資料 3-1 といたしまして、「アルジカルブの食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について」という 2 枚紙。それから 3-2 といたしまして、「アルジカルブの農薬評価書（案）」。資料 4 といたしまして、食品安全委員会での審議等の状況に関する 1 枚紙。それから参考資料 1 でございますが、「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」という、これもまた 1 枚紙でございます。参考資料 2-1、平成 23 年 4 月 21 日付けで厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに発出されました「食品健康影響評価について」という 1 枚紙。それから参考資料 2-2 でございますが、そのときの説明でございますけれども、「フルジオキサニルの添加物指定並びに規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」というもので、これは 1 枚紙の表裏の印刷になっております。

なお、これらの資料につきましては、近日中にホームページにも掲載する予定としております。

配布資料不足等はありませんでしょうか。何かございましたら、事務局までお申し出くださいませ。

○ 納屋座長

資料はおそろいでしょうか。

それでは、引き続きまして本日の議事に入りたいと思います。最初の議事です。これは、農薬並びに添加物としてのフルジオキサニルについての審議です。親委員の先生方には、御指導を賜りますようお願い申し上げます。また、伊藤先生には、どうぞ御審議に加わって、積極的に御指導を賜りますようお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

○ 堀部課長補佐

それでは、資料 2 に基づきまして、農薬及び添加物フルジオキサニルにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、4 ページをごらんください。この剤でございますけれども、既に一度農薬専門調査会並びに添加物専門調査会で御審議を賜りまして、2009 年 7 月 16 日付けの第 294 回食品安全委員会におきまして評価書を厚生労働大臣あてに通知させていただいたところでございます。4 行目から第 2 版関係というところが今回の御審議に係るところでございますが、今回、2009 年 8 月にまず適用拡大ということで、ピーマン、すいか、にんじんに

係ります適用拡大のための農林水産省からの基準値設定依頼が厚生労働省になされ、それを受けまして厚生労働大臣から食品健康影響評価に係る要請がございました。それが2010年11月16日に食品安全委員会で説明を受けているわけですが、その後2011年4月に厚生労働大臣から食品健康影響評価に関して別途要請がございました。この要請の内容でございますけれども、参考資料2-1としてつけさせていただいているものがその際の諮問文でございます。

参考資料2-2のほうに細かい経緯が書いてあるのですが、実は平成21年7月に海外で公表されました文献の中で、フルジオキソニルを用いた遺伝毒性試験で陽性の結果があるということが情報としてございまして、この結果を受け、国立医薬品食品衛生研究所に厚生労働省より依頼が行われて、遺伝毒性の試験が行われております。後ほど評価書の中で内容は御説明しますが、陰性との報告を受けたということで、その論文と今回の医薬品食品衛生研究所でなされた試験の結果の取扱いについて、別途諮問を受けたものでございます。まず、諮問に係る経緯としてはこのようなものがございます。

また、本剤でございますが、先ほど来出ておりますが、農薬としての使用方法に加えまして、農作物の収穫後に添加物としても使用されるという用途がございます。このような場合には、参考資料1としてつけさせていただいておりますが、昨年5月20日の食品安全委員会の決定に基づきまして、審議自体は農薬専門調査会に行わせることとすると決定されているのですが、その際に通常の農薬の調査審議以上に慎重に安全性評価を行うためということで、添加物専門調査会の専門委員の先生方の中から適当な先生に農薬専門調査会への御出席をお願いし、調査審議に参加していただくということになっております。本日伊藤先生がお越しいただいているのはそういう経緯によるものでございまして、このような形で審議に加わっていただいた先生につきましては、6ページにございますけれども、調査審議に参画した食品安全委員会添加物専門調査会専門委員ということで農薬評価書の中にお名前を記させていただくという形をとっているところでございます。

それでは、まず剤の概要でございます。8ページの要約につきましては、後ほど食品影響評価が固まった段階で御確認をいただければと思います。

おさらいになりますけれども、この剤は、農薬としての用途は殺菌剤でございます。添加物としては防かび剤として用いられるものです。

先ほど申し上げましたように、10ページの6行目になりますが、適用拡大申請、ピーマン、すいか、にんじん、それからフルジオキソニルの遺伝毒性に関する海外での報告及び評価要請者により実施された試験結果の取扱いに係る評価依頼がなされているということになっております。

今回追加されている試験でございますけれども、戻っていただいて恐縮ですが、表紙裏から目次が書いてございますが、この中で網がけかつ「今回追加された試験」という記載があるかと思いますが、この部分、申し上げますと、ニワトリの動物体内運命試験、それからだいでず、ばれいしょ、レタスに関する植物体内運命試験、それから畜産物残留試験、

それから代謝物 K に関する 91 日間亜急性毒性試験、代謝物 R に関するラットでの亜急性毒性試験、それと遺伝毒性試験の中で、論文に記載されていた試験の結果と、それから今回の追加の試験の結果でございました。

○ 納屋座長

どうもありがとうございました。

ここで審議のやり方について確認したいと思います。林先生、御提案がありましたら、ぜひお願いいたします。

○ 林副座長

一つ提案させていただきたいんですけども、この剤につきましても、これは既に一度は審議が終わって、それでも厚生労働省にも答申がなされたもので、その時点で一つの文章は確実に決まってしまったものと考えております。それで、今回のように 2 版もの、3 版ものになった場合、その審議をどこまでするかということについて、少し皆さんの間で考え方を統一しておいたほうがいいのではないかなと思って発言させていただいております。

まず、必要な部分というのは、追加データの部分、それは当然見ていかないといけないことなので、その追加データのところはそれぞれの担当の方は十分見る。そして、それがもし ADI に及ぶようでしたら、それはさらにまた審議を深めていかないといけないんですけども、ADI と関係のないような部分であれば、その追加データの確認にとどめてはどうか。それで、新しく追加されたデータではない部分、もう既に確定してしまっている部分でひょっとしたらいろいろ細かい点が目につくかもしれないんですけども、その辺はもう一度決まってしまったものとして、よほど大きな問題でない限り手をつけないということにもう割り切ってしまうとはどうかと考えて提案をさせていただいております。そうしないと、ここで、きょうは審議事項は少ないんですけども、幹事会でどんどん剤がふえてきたりすると、非常に時間ばかりかかってしまうということにもなりかねないし、やはり一度決めたものはできるだけそれを踏襲しようというこの幹事会のスタンスというものを守るためにも、今のようなことを御検討いただければと思います。

○ 納屋座長

林先生、どうもありがとうございました。

今の御提案に関しまして、いかがでしょうか。では三枝先生。

○ 三枝専門委員

基本的に私はそれに賛成なんです。ただ、今回私がいろいろ書かせていただいたのは、一つの提案として皆さんに考えていただきかけたんですけども、その幹事会の考え方がここ数年で若干変わってきていると思うんです。毒性の扱い方も、有意差のあるものをとるとというのが前の段階でしたけれども、このごろは有意差がなくても、同じ傾向として、例えば体重増加抑制があるというのが、有意差がなくても、それはある程度毒性として評価しようではないかという考え方が最近あると思います。ですから、そういう考え方をり

ニューアルしていくのか、それとも、もう済んだことだから、それはもうそこでいいという、そのどちらかを実は議論していただきたかったので、それで、林先生が今おっしゃったように、済んだことはもうそれでいいのではないかということであれば、それはそれで結構だと思います。ですから、新しい考え方が加わったときに、それを反映させるか、もうそれはそれとして済んだことだとするか、その判断だけをしていただければと思います。以上です。

○ 林副座長

今おっしゃったような考え方の違いというのは当然出てくるとは思いますし、ただそれが、2 版ものといってもかなりスパンのあるもので、かなり大幅に新しいデータが追加されたような場合には、全面改訂的な形でもう一度見直すというのは、それは必要かと思えますけれども、本当に作残のデータだけが追加されてきたようなものとか、そのようなものについてはもう先ほどのような考え方でどうかなと考えます。

それと、今の統計学的な有意差の話ですけれども、あれもやはり大原則としては統計学的な有意差のあるものを毒性としていこうということで、それプラスアルファとして、エキスパートジャッジで、これは傾向しかないけれども、やはり入れておいたほうがいいといったものに限定するという、その線引きは難しいと思うんですけれども、そのやり方というのは、多少温度差が出るのはもういたし方ないとしても、今後ともその方向でやっていくより仕方がないのかなと私は思っています。

○ 納屋座長

三枝先生、それでよろしゅうございますか。

○ 三枝専門委員

結構です。

○ 納屋座長

ほかの先生方もそれでお認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

この剤に関しましては、2009 年に審議が終わっていて、今第 2 版ものとして来ている。時期としても非常に近いので、よほどのことがない限り、過去決めたことを修正するというのは、リスク管理に関する行政面にもまたいろいろと悪い影響を及ぼしかねないことも考えられますので、基本的には、以前確定したものについては、よほどのことがない限り手を入れることはしない。今回は、新たに提出された資料をもとに、それを中心に評価を行って行って、それでなおかつ広がらなければならないという事態になれば、そこを全体的に見渡していくというやり方でやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局、今回はそのようなやり方でやりますので、それに沿ったような評価書案の御説明をお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

ありがとうございます。それでは、いろいろと既に先ほどありました審議をいただいたところに関しても先生方から御修文をちょうだいしているところではございますが、今回新たに加わった試験の内容に係る部分のみに特化してということで御説明をさせていただきます。

評価書、資料 2 に戻っていただきまして、14 ページでございます。今回追加された試験といたしまして、産卵ニワトリでの動物体内運命試験がございます。産卵ニワトリ、白色レグホン種でございますけれども、こちらでの動物体内運命試験の結果でございますが、結果の概要につきましては 15 ページに記載しております。組織中の放射能濃度は、砂嚢、肝臓、腎臓で高いという状況でございました。また、血漿中の最終投与 6 時間後の放射能濃度は  $2.45 \mu\text{g/g}$  でございました。卵黄中の放射能濃度につきましては、投与 2 日後から経時的に上昇し、投与 8 日で  $2.22 \mu\text{g/g}$  に達しております。卵白中の放射能濃度は、投与 2 日で  $0.035 \mu\text{g/g}$  に達した後は投与 8 日までほとんど変化はしておりません。

それから、11 行目ですけれども、筋及び脂肪中放射能の主要成分は親化合物及び代謝物 V、肝臓中の主要代謝物は X でございました。腎臓では、親と幾つかの代謝物が検出されておりますけれども、いずれも 5%TRR 未満という状況でございます。卵白中の主要代謝物は T、卵黄中の主要代謝物は V 及び Z ということになっております。それから、投与 2 日から 8 日で投与放射能の大部分が排泄物中に出てくるということでございました。

それから、飛びまして 19 ページでございます。だいたいの植物体内運命試験が追加されております。この結果でございますが、22 行目からで、すべての試験においてフルジオキソニルは検出されておらず、代謝物はいずれも  $0.01 \text{ mg/kg}$  未満ということでございました。

それから、27 行目からばれいしょ、これも今回追加されております。各試料中の残留放射能濃度は、茎葉では  $0.019\sim 0.024 \text{ mg/kg}$ 、新生塊茎では  $0.006 \text{ mg/kg}$  でございました。新生塊茎の皮の残留放射能は 44.4%TRR がフルジオキソニルで、その他は 4%TRR 未満の未同定画分でございました。皮を除いた塊茎中の放射能濃度は低く、分析は困難でございました。

20 ページにまいりまして、1 行目からレタスの試験でございます。こちらにおきましても試料が幾つか採取されておりますが、いずれの試料でも主要成分はフルジオキソニル、親化合物でございまして、13 日後に 53.7%TRR 検出されております。代謝物が幾つか見られておりますが、いずれも 3.5%TRR、すみません、「未満」か「以下」が抜けております。未満か以下か、今確認いたします。

それから、しばらく飛びまして、24 ページ 14 行目でございます。畜産物残留試験として、ニワトリを用いた畜産物残留試験が実施されました。ここで、ほかの試験とは若干定量的方法が異なっておりましたので、上路先生のほうから加筆をいただいております。結果でございますけれども、残留試験の結果は 25 ページの表 12 に示されておりますが、

フルジオキシニルの畜産物におけるニワトリでの最高値は、28日後の肝臓での0.284 mg/kgでございました。

先ほどのレタスに関してですけれども、先ほど以下か未満かということを上申したのですが、これは3.5%TRR以下でございました。申しわけございません。

それから、毒性試験のほうにまいりまして、追加の試験でございますけれども、31ページ11行目、91日間亜急性毒性試験、代謝物Kを用いたラットでの試験でございます。結果でございますが、7,000 ppm投与群の雌雄で体重増加抑制が認められておりましたので、無毒性量としては雌雄とも1,000 ppmであると考えられております。

この点につきまして、17行目のボックスでございますが、事務局より事前に、7,000 ppm投与群で認められた摂餌量の減少については、抄録では影響ととられておりましたけれども、評価書中では有意差のあるものを毒性とするということで記載しておりませんが、この点について御検討くださいと投げかけたところ、西川先生、吉田先生から了承とのコメントをちょうだいしたところでございます。

31ページ19行目から、90日間亜急性毒性試験、代謝物Rに関するラットでの試験が追加されております。この試験での毒性所見は32ページの6行目、表19に示されておりますが、体重増加抑制とか肝臓の関係の所見、それから嗅上皮細胞の萎縮というものが見られておりました。

まとめでございますが、本試験において、2,500 ppm投与群の雄で小葉中心性肝細胞肥大等が、雌で嗅上皮細胞萎縮が認められましたので、無毒性量としては雌雄とも800 ppmとしております。

この点につきまして三枝先生から、体重増加抑制の雄での800 ppm以上の扱いはという問いかけをいただいております。8行目のボックスで事務局からその表を作成したときの考え方をまとめさせていただいておりますが、7,000 ppmでは8週目で有意差があり、対照群に対して90~95%、2,500 ppmでは有意差がない、対照群に対して93~99%、800 ppmでは有意差なしで、92~99%ということで、7,000 ppm投与群で対照群と比較して、平均体重が投与2週目から低く推移して、累積体重増加量も対照群より低値であったということをベースにして表を作成しており、7,000 ppmのところ体重増加抑制という記載をさせていただいております。この点について、とり方を御審議いただければと思います。

それから、9行目からのボックスですけれども、事前に事務局から、抄録では、2,500 ppm以上の雄で認められた腎比重量増加を検体投与の影響としておりますけれども、比重量の増加のみで、尿細管円柱の発生頻度にも有意差がなかったことから投与の影響とはしなかったこと。それからもう一つは、2,500 ppm投与群雄の嗅上皮細胞萎縮でございますが、これには有意差は逆に認められていないんですけれども、対照群の発生数がゼロで、それから抄録でも毒性ととられているということで、毒性所見といたしましたという、この2点について、事前にこのとり方でよいか、御確認をお願いしました。西川先生、

吉田先生から了解ですという御回答をちょうだいしております。

それからしばらく飛びまして、遺伝毒性の試験の関係でございます。今回追加しております箇所は 39 ページになります。39 ページ 1 行目から、(2) といたしまして、フルジオキソニル（試薬）を用いた復帰突然変異試験及び SOS Chromotest というタイトルをつけております。この試験が、先ほど御説明いたしました論文に掲載されていた情報から拾った遺伝毒性試験の結果でございます。

この中で、復帰突然変異試験の TA98 株、それから TA1535 株で陽性という結果、また SOS Chromotest でも陽性という結果が得られたということでございます。論文の中からの記載でございますので、試験条件等々に関して余り詳しい情報が入っていない状況でございますが、この論文そのものにつきましては、お手元にあるピンクのファイルの 2 番のタブをつけたものとして机上配布をさせていただいております。ただ、この論文は遺伝毒性を見るということが主眼でなされた試験ではないようで、いろいろな試験の中の一部としてこの遺伝毒性の試験がなされているといったことが見受けられました。

続けて、評価書の 39 ページ 9 行目から (3) でございます。フルジオキソニル（原体及び試薬）を用いた追加の復帰突然変異試験ということで、こちらは、原体と、それからシグマの試薬、先ほどの論文はシグマの試薬で行われた試験でございますが、(3) のほうは原体と試薬の両方を使った復帰突然変異試験が実施されております。これが先ほど御説明しました国立医薬品食品衛生研究所でなされた追加試験でございます。詳細なデータにつきましては、先ほどごらんいただきましたピンクのファイルのタブ 3 というのでつけたところで机上配布をさせていただいているところでございます。

こちらの試験結果でございますが、表 25 にお示ししておりますように、すべて陰性という結果でございました。今回、先ほど申し上げたように、これの取扱いについての評価要請を受けておりますことから、評価書 39 ページ 17 行目から、全体としての遺伝毒性、原体の遺伝毒性に関する取りまとめを記載させていただいております。フルジオキソニル（試薬）を用いた復帰突然変異試験及び SOS Chromotest で陽性との文献報告があったが、評価要請者により実施された追加の復帰突然変異試験では、試薬、原体ともに陰性であった。また、もともと行われていた 13. (1) の *in vitro* の細菌を用いた復帰突然変異試験及びチャイニーズハムスター V79 細胞を用いた点突然変異試験並びに小核試験を含む *in vivo* のすべての試験結果は陰性であったことから、フルジオキソニルには生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられたと結論づけております。

それから、追加の試験としてもう 1 本、その下の 25 行目から、代謝物、分解物、原体混在物に関する試験でございますが、代謝物 K、それから代謝物 R に関する遺伝毒性試験の結果が追加されております。結果は、41 ページ表 26 に網がけの形で記載させていただいているところが今回追加された試験でございます。代謝物 K、R とともに、染色体異常試験の中で、代謝活性化系の非存在下で陽性という結果が見られております。ただし、全体といたしましては、小核試験が陰性であったということから、代謝物 K 及び分解物 R

に生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられたと結論づけております。

ここでとめたほうがよろしいですか。食品健康影響評価までまいりましょうか。

○ 納屋座長

ありがとうございました。ここまでを確認した上で、最後に結論のほうに行きたいと思  
います。

それでは、最初からちょっと確認いたしますが、追加されたところが、14 ページのニ  
ワトリですね。これは、15 ページにボックスがあって、数値を確認中だと書いてござ  
いいますが、これはどうなったんでしょうか。

○ 堀部課長補佐

申しわけございません、ここのボックスの説明を飛ばしてしまいましたが、数字確認の  
結果、この数字で確定しております。

○ 納屋座長

上路先生、伊藤先生、與語先生、このあたり、これでよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○ 納屋座長

ありがとうございます。

では、次を確認いたします。19 ページのだいでとばれいしょ、レタスもですね。全部  
続いてしまう。ですから、植物体内運命試験につきまして、既に修文いただいております  
が、追加のコメントがございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

○ 上路専門委員

ございません。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

24 ページの畜産物の残留試験につきましては、上路先生から修文いただいております  
が。

○ 上路専門委員

今、事務局のほうから説明のありました、すべていわゆる親化合物に変換して測定され  
たということ。それともう一つ、25 ページのほうに、その残留試験の結果が書いてあり  
ます。それで、投与量が 0.3、0.9、3 という形で投与されておりますけれども、実際、ニ  
ワトリに食べさせる量は大体 0.3 ということですので、非常に投与量を多くして、下の 2  
つは試験をされたということになります。ですから、食品健康影響評価ですけれども、親  
化合物全体とした場合にも非常に残留量は低いという結論をつけることの基礎のデータに  
なります。

○ 納屋座長

上路先生、どうもありがとうございました。

與語先生、何かコメントはございますか。

○ 與語専門委員

上路先生のコメントで結構です。

○ 納屋座長

よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

ここまでの部分につきまして、ほかの先生方で何か御意見がございましたら賜れますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、毒性試験のところの追加試料に関しまして、31 ページのボックスについては、これはもう了解済みということで進めてもよろしゅうございますね。

32 ページにつきまして、体重に関して三枝先生から御指摘いただいております、それに対しての事務局からの回答がここに記載してございますが、三枝先生、これに関しましていかがでしょうか。

○ 三枝専門委員

これで結構です。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。

それでは、その下ももう既に西川先生、吉田先生からの御了解をいただいているということですので、ここも問題なしということで進めさせていただきます。

次は遺伝毒性になりまして、ここは御専門の林先生に御解説をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○ 林副座長

まず最初に、国立衛研は私がかつて所属していた部署そのものですので、**conflict of interest** にどのようにひっかかるのか、ちょっとよくわからないんですけれども、とにかくそういうところのデータであることだけ、ちょっと記録に残しておいてください。

それで、論文のほうなんですけれども、一応陽性という結果が出ております。しかし、先ほど事務局からの説明にもありましたように、非常に情報が少ない、幾つもやってあるうちのひとつといったことであるという点。それから、これは 98 で陽性、100 で陰性、1535 で陽性というのは、この出方自身に奇異な感じを受けます。TA100 というのは TA1535 株の感受性を非常に高めた株でありますので、100%ではないですが、1535 で出るものは 100 でも出るというのが一般的な考え方かと思います。SOS Chromotest というのは、これは DNA に傷がついたかどうかを見る試験ですので、さらに高次の試験がしてある場合にはその高次の試験、要するに突然変異であるとかという指標を持った試験の結果を優先すべきだと思います。

それで、国立衛研のほうで追加された試験ですけれども、これにつきましては陰性という結果で問題ないと思います。それで、17 行目からまとめていただいたこの文章で結構かと思います。

あと、代謝物につきましても、染色体異常等で少し陽性に出ているところもありますが、しっかりした *in vivo* の小核試験が行われており、それで陰性であったということで、これについても問題ないものと考えます。

以上です。

○ 納屋座長

林先生、どうもありがとうございました。

確認しますけれども、この試験は林先生が御退官になられた後、ここの研究所で行われたということでございますね。

○ 林副座長

はい、実際には退官後の試験でございます。

○ 納屋座長

**conflict of interest** には抵触しないと思いますので、ぜひともここの審議には積極的に加わっていただきたいと思います。

今御説明いただきましたように、陽性という論文があって、それを確認するための試験が論文よりもはるかに高い濃度の条件で行われて陰性であったということも、その根拠になっていると思います。したがって、今、林先生がおっしゃったように、遺伝毒性におきましては、特に生体にとって問題となるようなものはないということが確認できたと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、最後の 44 ページ以降に入ってもよろしゅうございますか。ここまでで特にまた御意見等ございましたらお伺いいたしますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、44 ページの食品健康影響評価についての御説明をお願いいたします。

○ 堀部課長補佐

それでは、44 ページ、食品健康影響評価でございます。この部分につきましても、変更点につきましては網がけで記載させていただいたところでございます。

まず 3 行目からでございますが、前回の幹事会の際に、追加評価を実施した、あるいは試験が追加されたということを明記するようにといった御指示がございましたので、「今回新たに提出された遺伝毒性試験結果等を用いて、追加評価を実施した。」という一文を記載させていただいております。

また、13 行目からでございますが、動物体内運命試験の結果が追加になっておりますので、一部追記させていただきました。その部分につきまして、上路先生から修正をいただいているところがございます。

また、21 行目から作物残留試験の結果でございますけれども、その部分については、最大残留量は農薬としてはにらで 4.92 mg/kg、添加物としてはキウイフルーツで 13.9 mg/kg でございました。その後のところでございますが、食品健康影響評価に手を入れた関係で最近削除しております代謝物に関する記載を削除しております。

それから、毒性試験の結果でございますけれども、こちらは、先ほど来の御議論からはちょっと外れていくのですけれども、とれた所見の詳細な内容につきまして若干加筆させていただきました。三枝先生から御修文をいただきました。

30 行目後段からでございますが、先ほどから御議論いただいておりました遺伝毒性に関してですけれども、30 行目の前半のところにもともと遺伝毒性に関する記載があったのですが、今回新たに別途その諮問が来ておりますので、遺伝毒性については別なセンテンスを立てるということで整理させていただいております。それが 30 行目の後半からでございます。先ほど本文のほうで読み上げましたものと類似しているのですけれども、「遺伝毒性については、復帰突然変異試験及び SOS Chromotest で陽性との文献報告があったが、追加の復帰突然変異試験及び *in vivo* でのすべての試験結果が陰性であったため、フルジオキソニルに生体において問題となる遺伝毒性はないものと判断された。」という一文を加えております。

また、今回畜産物の動物体内運命試験と残留試験が追加されておりますので、暴露評価対象物質に関しましても再検討ということで、「畜産物における」という一文を加えさせていただきます。

申しわけありませんが、先ほどの遺伝毒性の最後のところなんですけれども、これが最終的に食品安全委員会から厚生労働省への回答になる部分でございますので、「判断された」という受動態ではなく、できれば「判断した」という能動態の形で結論をつけさせていただければと思っております。申しわけございません、前後しております。

45 ページにまいりまして、先生方にごらんいただいた後、事務局で若干修文をかけさせていただきます。中身に一部整合性を欠く部分がございますので、表現を適正化するために修文をかけさせていただいたところがございます。

18 行目の三枝先生からいただいたボックスにつきましては、「亜急性試験と慢性試験では無毒性量が著しく異なることがあります。亜急性と慢性で、そのデータの重みづけは部会によって見解が異なるようです。担当評価部会によって異なる ADI 設定となることを防止するためにも農薬専門部会としての統一評価基準を議論していただければ幸甚に存じます」ということをコメントとしてちょうだいしておりました。

それから、飛ばしましたけれども、44 ページの 35 行目のところで、與語先生のほうからは、ポストハーベストで利用される薬剤について、栽培時使用のように、代謝物も含めて考察するのかどうかという点についてのコメントをちょうだいしております。

いずれにいたしましても、結論の部分でございますけれども、ADI に影響を及ぼすような毒性試験の結果というのにはなかったと思いますので、ADI につきましては、既存のとおり、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量 33.1 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.33 mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論は変わっておりません。

変更点は、食品健康影響評価については以上でございます、先ほど申し忘れましてけ

れども、作残の試験の中で一部データが追加されていることのみ申し添えておきます。

以上でございます。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

この確認をいたします。15 行のところには、体内運命試験に関しての追記を上路先生からしていただいている、御説明はこれでよろしゅうございますか。

○ 上路専門委員

結構です。結局最後の 34 行目に結論するための説明文ということで、書き直しをさせていただきまして、追加をしました。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。

これに関連しまして、35 行のボックスのところと奥語先生から問いかけがございますので、上路先生、ここに関してのお考えがありましたらお示しいただけますでしょうか。

○ 上路専門委員

これは本来は添加物のほうでも、体内運命試験をやらなくてはいけないはずなんだろうけれども、添加物としての扱いをどうしているのか、私たちもわからないものですから、規制面でどうなっているのかなというところで疑問が出たんだと思います。結果的に、それほど大きな問題にはならないと思いますけれども、添加物のほうの部会として、代謝物をどう判断するのかというのはクエスチョンとして残ります。

○ 納屋座長

上路先生、ありがとうございます。農薬専門調査会としてはそのことに関してお答えする立場にないので、奥語先生、よろしゅうございますか。

○ 奥語専門委員

結構です。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

それから、45 ページに三枝先生から御質問というか投げかけをいただいております、これには、この場をかりてちゃんとここで答えられるものであれば答えるし、答えられなければ課題とさせていただきますが、エキスパートジャッジとケース・バイ・ケースという答えが出てきそうですが、林先生、何かお考えがありましたら。

○ 林副座長

これはもうエキスパートジャッジとケース・バイ・ケースで、というか、これはやはり今までやってきたように、食品関連物質ということで、長い試験の結果を優先するというのは基本にはあると思います。それで、三枝先生が御心配のように、部会でかなり温度差が出てくる可能性もあると思うので、より短い試験との間で余り大きな数値的な差があった場合には、それはある意味では幹事会のほうに回していただいて、我々のここで横並

びを考えたような評価を最終的にはするというのも一つかなと、先ほどからちょっと考えております。

○ 三枝専門委員

御提案させていただいたのは、前回林先生に応援に来ていただいたときに、先生も聞いておられたと思うんですけども、私たちの部会では、90日のデータも重要であると、毒性の先生が私も含めて4人なんですけれども、3人の先生がそれをかなり主張されるんです。それで座長としてはその判断に従うしかないんですけども、私個人としては、先生がおっしゃるように、長期的な試験でそれ以下のものがある、バックアップのデータがあればいいと思うんですけども、ただそのときに、前回の経験からすると、データがまるで見えないんです。90日のときはこれだけはっきり影響が出ているというデータがあるのにもかかわらず、慢性の1年・2年のところではそういうデータが出てこないというケースがありましたので、その辺も含めて皆さんと議論していただければと思います。私個人としては、より長期のもので保証されれば、それで構わないとは思いますが、かなり強硬な先生もおられますので、その辺も含めて御議論いただければと思います。

○ 納屋座長

三枝先生、どうもありがとうございます。

私も三枝先生のお気持ちはよくわかりまして、例えばイヌの3か月の試験とイヌの12か月の試験があって、投与量構成がほぼ一緒であれば、より長い試験のほうが、ヒトの健康影響を保証するためには重要なデータであろうと考えております。それで、今おっしゃったようなことは常に頭に置きながら評価を進めていかなければならないと思っております。

逆に、今先生に御指摘いただいて、怖い可能性があるのは、米国におきましては、動物愛護の観点かどうかはわかりませんが、イヌの長期の試験をやらないということが今だんだんとはやりとして行われてきておりまして、それはまさに我々にとっては不都合な状況が起こっているのではないかなと思っております。長い試験があって、そこで何も無いということが確認できるということもすごく大きな情報でありますので、常にそういったことは忘れてはいけないことではないかなと考えております。どうもありがとうございます。お答えにならないかもしれませんが、もしも今後イヌの長期の試験がない申請資料が出てくるような場合があれば、それは追加の係数を掛けざるを得ないと個人的には考えております。しっかりここは議事録に残していただきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 廣瀬委員

すみません、それともう一つの問題なんですけれども、45ページの6行目以下ですけれども、この剤では、2世代繁殖試験と2年間慢性毒性/発がん性併合試験の間でこの無毒性量を比較して、それが用量設定の違いによるものだから慢性毒性のデータをとったということになっていますけれども、以前は確かにこういうこともやっていたけれども、

慢性毒性／発がん性と 2 世代繁殖試験では親動物にかかるストレス等も大分違うと思うので、この 2 世代繁殖試験と慢性毒性／発がん性試験を比較することが果たしていいのかどうかということも少し議論しておいたほうがいいと思うんですけども。

○ 納屋座長

廣瀬先生、どうもありがとうございます。

おっしゃることは大変ごもっともでございます。基本的には実験系が違いますので、感受性が変わって、体重増加抑制が出てくる発現用量が違うということは、十分にあることでございます。そういう場合に、ただ単純に数字だけを比較するというのは大変好ましくありません。用量設定がきちんと近似しているようなところでやれば、再現性もあわせて評価ができますが、残念ながらなかなかそういうこともないようなこともあったりすると、比較が難しいし、そうなれば、より安全側に立たなければならないのではないかという御意見であらうと思いますが、林先生、このあたりはどのような取扱いをすればよろしゅうございますでしょうか。何か御意見がございましたら、いただけませんかでしょうか。

○ 林副座長

この部分はちょっとよくわからないんですけども、今日最初に言いましたように、できるだけ評価書は変えていただきたくないというところはあるのですが、今回のように、本当に ADI に直結するような部分であるので、その内容の見直しというのはいたし方ないと思いますし、これはもう少し皆さんの御意見を伺ったほうがよろしいのではないのでしょうか。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

三枝先生、何か御意見等ございませんでしょうか。

○ 三枝専門委員

私も実は困っていたんですけども、多分これは、部会でこの ADI を決めるときにそれなりの議論があったと思うんです。それで、なぜこれは 21 という数字をとらなかったかという、その議論がわからないので何とも言えないんですけども、文面からすると、より長期で保証されているからということだと思うんですけども、その重みをどちらにとるかという、ちょっと質の違うデータなので、ちょっと私は判断しかねます。

○ 納屋座長

ここの箇所に関しましては、議事録を事務局が事前に確認していただいている、当時の審議のときにどのような審議がされたかということも確認していただいているようなのですが、どうもはっきりしないということらしいです。そのあたりのところは何か説明ができますか。

○ 堀部課長補佐

すみません、納屋先生、今、事務局が議事録を確認して審議の経緯がはっきりしないというのは、9 行目からの削除の部分に係るところでございます、21.1 の数字の ADI を

決めるときの根拠になった試験がどこということの箇所ではない場所なので、ちょっと議事録を早急に確認して御説明するというお時間をちょうだいするしかないと思いますけれども、申しわけございません。

○ 納屋座長

ここは ADI にかかわる箇所ですので、時間がかかっても確認したほうがいいと思います。それでは、ちょっとお時間をいただきましょうか。よろしくお願ひいたします。

○ 堀部課長補佐

例えばほかの剤を審議していただいている間に議事録確認をするという作業をすることも可能でございますが、いかがいたしましょうか。

○ 納屋座長

では、そのようにいたしましょう。よろしくお願ひします。進めてください。

○ 堀部課長補佐

本来であれば、伊藤先生におかれては、フルジオキソニルの審議のみで御参画いただく予定でございましたけれども、このような事態になってしまひまして大変申しわけございませんが、ほかの剤につきましてもおつき合ひいただくということで、後ほどまた御議論いただかないといけないので、大変申しわけございません。事務局の勝手をおわびいたします。

それでは、振り分けの御報告でよろしいですか、先生。

それでは、資料 1 でございますけれども、今後、農薬専門調査会で御審議いただく予定の振り分けの剤につきまして御報告を差し上げます。

前々回の農薬専門調査会におきまして、振り分けについては、あらかじめ事務局と座長、副座長で御相談の後、幹事会の先生方のメールでの会議による御了解が得られた場合には、それを御報告するというスタイルにさせていただいたところでございます。今回、資料 1 の 2 ページからのフルバリネート、それから 5 ページからのメタゾスルフロンという 2 剤につきまして、振り分けを事前に御相談いただいた結果がもう既に確定しておりますので、御報告のみ申し上げます。

まず 2 ページ、フルバリネートでございますが、これは合成ピレスロイド系の殺虫剤、それから動物用の医薬品としての用途もある剤でございます、適用拡大と暫定基準の諮問が来ていたものでございます。

この剤につきましては、毒性試験の結果ですけれども、皮膚の搔痒感というものが出てきて、皮膚病変が見られているような剤でございます。あと、発生毒性の試験で、最高用量での腰肋骨の発生率の増加とか、ウサギでの最高用量での形態異常の発生率が高かったという状況が見られております。ただし、これらの用量は、いずれの動物種も母動物に毒性が見られる用量でございました。

この剤につきましては、事前調整の結果、評価第四部会での御審議をお願いすることとしたところでございます。

また、5 ページに飛びまして、メタゾスルフロンでございます。こちらは、スルホニルウレア系の除草剤でございます、新規登録申請に基づく基準設定要請でございます。

この剤の特性でございますが、4 番のところ、ラットの 2 世代繁殖毒性試験において、雌で膈開口の早期化が認められておりました。このようなことから、エストロゲン受容体結合能に関する試験など、メカニズム試験が幾つか実施されておりました。また、ラットの発生毒性試験において、1 母動物で体重増加量が認められる用量で、胎児の骨格変異の増加が認められましたが、ウサギでは胎児に対する影響は認められておりません。

発生毒性に関するメカニズム試験等がなされておりましたので、この剤について評価第三部会での御審議をお願いしたいと思ひ、これにつきましても御了解が得られております。

したがいまして、繰り返しになりますが、フルバリネートは評価第四部会、メタゾスルフロンは評価第三部会での御審議をお願いしたいということになりましたので、御報告を差し上げます。

以上でございます。

○ 納屋座長

ありがとうございます。

振り分けに関しましては、審議ではなくて、もう報告事項でございます。フルバリネートにつきましては與語先生の部会になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それから、メタゾスルフロンにつきましては第三部会ですので、三枝先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 堀部課長補佐

それでは、残りの議題のほうにまいります。もう一つ残っておりますのが、資料 3 のほうでございますけれども、アルジカルブの食品健康影響評価に関する審議結果に関してのパブリックコメントが終了いたしまして、前回の幹事会において、いただいた御意見をもとにデータの再解析等をしていただいたところでございます。前回、データの再解析と判断をすべて確定していただきましたので、パブリックコメントの御意見に対する回答案を策定いたしました。資料 3-1 をごらんください。なお、資料 3-2 につきましては、御参考のために評価書を添付させていただいております。

資料 3-1 でございますけれども、4 番のコメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答というところで、左側の御意見・情報の概要というところは、前回の幹事会で御審議いただくためにごらんいただいたものとそっくりそのまま同じものをコピー・アンド・ペーストさせていただいております。

まず御意見の 1 つ目ですけれども、これはおさらいのために申し上げますと、0.025 mg/kg、ヒトの試験での女性の 0.025 mg/kg 体重でのコリンエステラーゼ活性阻害の阻害率について、御意見を寄せていただいた方の御見解としては、阻害率が 20%を切っているということで、再検討してくださいということでございました。前回の幹事会で御審議いただいたところですが、概要をその結果から導き出した回答として、右側の回答 1

－1に記載させていただいております。

概要でございますが、農薬専門調査会では、提出された試験成績について、投与直前の0時間の値を対照とし、投与後1時間の赤血球 ChE 活性阻害率を算出しましたところ、赤血球 ChE 活性阻害率は20.4%でした。なお、いただいた御意見では、対照として投与前3時点（16時間、3時間及び0時間）の平均をとるという考え方が示されておりましたが、この方法では対象は3点の平均値、投与後は1点の実測値となり、データの性質に整合性を欠くことから妥当ではないと判断しました。赤血球 ChE 活性阻害（20%以上）が認められたので、女性の0.025 mg/kg 体重はLOAELと改めて判断したということでございます。前回の審議の経緯にのっとり、回答を作成させていただきました。

それから、めくっていただいて2枚目の表に1-2という御意見がございます。しいまして、先ほどの意見を述べられた方は、ChE 活性阻害が20%未満なので、その0.025 mg/kg というのがNOAELであると、LOAELではなくて無作用量であるととられていて、ADIが違うのではないかという御意見でしたけれども、農薬専門調査会としては、先ほどのように、その0.025 mg/kg 体重というのを無毒性量ではなく最小毒性量と判断していただいております。安全係数につきましては、ChE 活性阻害は可逆的であり、阻害の程度に投与期間の長短の影響が認められなかったことから、短期試験であることによる追加係数は不要。ただし、最小毒性量を用いて評価するに当たって、ChE 活性阻害が20%程度、軽微なものにとらえられますけれども、対照とした女性の人数が少ない、試験群4名ということがございました。また、検査項目が少ないという点を考慮し、追加係数として10、この10というのは通常最小毒性量で評価する際に用いられるものと同等でございますが、この追加係数10を用いてADIを0.00025 mg/kg 体重/日といたしましたという回答をしております。

それから、そのページの下の方から1-3でございますが、これは評価書の中で、米国におけるcRfDの試算の方法に関して、出し方の記載が評価書上で誤っておりました。農薬専門調査会でも中身を確認していただきまして、ここは誤りでございましたので、正しい方法、要するにベンチマークドーズレベル10を使った形で決められているということをも明記する修正を行ったということでございます。

回答の概要は以上でございます。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。

ここの部分に関しましては、赤池先生、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○ 赤池専門委員

このとおりで結構です。

○ 納屋座長

ほかの先生方もそれでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。では、そのようにしていただければと思います。

○ 堀部課長補佐

ありがとうございます。

ちょっとまだ調べている者が帰ってきていないようでございますので、もう一つの御報告に先に進ませていただきます。資料 4 でございますが、食品安全委員会での審議等の状況について、前回幹事会から現在までの状況についての御報告でございます。

12 剤につきまして、リスク管理機関からの意見聴取を行いまして、またピリダベンにつきましてはパブリックコメントが先日終了したところでございます。私が把握している限りでは、御意見等はなかったと承知しているところでございます。

それから、8 剤につきまして、リスク管理機関への通知を終了したところでございまして、右側に記載しております ADI で通知を終了したところでございます。

御報告は以上でございます。

ちょっと状況を確認いたしますので、もしあれでしたら御休憩いただくなり、お願いいたします。

○ 納屋座長

御提案いただきましたように、しばらく休憩したいと思います。よろしく願いいたします。回答ができ上がり次第、また再開いたしますので、お願いいたします。

(休 憩)

○ 納屋座長

それでは再開してもよろしいですか。

では、わかった範囲で結構ですので、御説明ください。

○ 堀部課長補佐

大変お待たせして申しわけございませんでした。第 45 回幹事会の議事録を確認いたしてまいりました。この中で、ラットの 2 世代繁殖の NOAEL は 17.9 mg/kg 体重/日だったのですけれども、繁殖に係る指標については影響がなくて、一般的な長期投与の毒性と見られている所見が同じだったものですから、より長期の試験、2 年間慢性毒性/発がん性試験で見られました 37 mg/kg 体重/日をラットの NOAEL と考えるのが妥当だろうという結論が出されましたということが、文字で残っておりました。お待たせして申しわけございませんでした。

○ 納屋座長

どうもありがとうございました。

先ほど、このページの 18 行のボックスの中での御提案にも多少関連するのかもしれませんが、長期の試験と短期の試験のどちらを見るのかという御提案にもかかわる問題でもあろうかと思えます。今御説明いただいた内容を伺いますと、エキスパートジャッジをしたということがわかりました。

それで、ここは私の個人的な提案ではありますが、当時のエキスパートジャッジは尊重

したいと考えております。それで、6行から12行までの文章について、今の事務局の御説明を聞いた上で、私なりに修文を提案したいと思います。申し上げます。6行から読み上げます。

「ラットを用いた2世代繁殖試験において、親動物の無毒性量はP雌で17.9 mg/kg 体重/日、児動物の無毒性量はF1雌で21.1 mg/kg 体重/日であったが、より長期の2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量は37 mg/kg 体重/日であった。」で、以下しばらくは削除します。それから、12行に書いてありますところに入りますが、その前に「したがって」という言葉を入れて、「ラットにおける無毒性量は37 mg/kg 体重/日とするのが妥当と考えられた。」という文章にしたいと考えておりますので、御検討賜ればと思います。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○ 堀部課長補佐

先生、1点だけ今の読み上げられた文章は、本質にかかわる部分ではないので、先に確認させてください。今、先生は「児動物の無毒性量はF1雌」とおっしゃいましたが、データは雌ではなく雄ですので、ここは「雄」でよろしいですね。

○ 納屋座長

はい、私の間違いです。

○ 堀部課長補佐

では、それで御審議のほうに。申しわけございません。

○ 納屋座長

廣瀬先生、いかがでしょうか、このあたりで何とかお認めいただければと思いますが。

○ 廣瀬委員

事務局で今説明があったような文章を簡単に入れておいたらどうなんでしょうか。

○ 納屋座長

ありがとうございます。それでは、今、廣瀬先生の御助言に従って、当時の審議の内容について、ですからもうちょっと詳しくそこに文章を入れていただくということで修文をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○ 堀部課長補佐

この場で、もし可能であれば御提案させていただいてもよろしいでしょうか。多分、議事録をそのまま引用するのが妥当であろうと考えますので、それでは今、納屋先生に読み上げていただいたものにつけ加えまして、挿入箇所は7行目の後半から、「あったが」の後がよろしいかと思うんですが、「繁殖に係る指標については影響がなく、一般的な長期投与の毒性と見られている所見が同じだったことから、より長期の」と議事録をそのまま引用させていただければいかがかと思いますが、これで御了解いただけるようであれば、これをお願いしたいと思います。

○ 納屋座長

いかがでしょうか。今の御提案でよろしゅうございますか。

ありがとうございます。では、そのように修文して、進めたいと思います。

したがいまして、ADI の変更はないということを結論にいたしたいと思いますが、それで御異存ございませんか。

ありがとうございます。それでは、ADI の変更はないということでこの幹事会の結論とさせていただきますと思いますが、伊藤先生、何か補足のコメント等ございませんでしょうか。

○ 伊藤専門委員

特にございません。

○ 納屋座長

ありがとうございます。ではお認めいただきましたということでございますので、今の結論をもちまして親委員会に報告したいと思います。どうもありがとうございます。

○ 堀部課長補佐

先生、1点確認ですけれども、先ほど今回追加以外のところに関しては御審議をなしでということでしたが、多々修文等いただいているのですけれども、その部分の取扱いについては、ですから当初案のとおりということで御確認いただいたということでしょうか。

○ 納屋座長

それでよろしゅうございますね。新たな追加データ以外のところは変更しないという形で進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 堀部課長補佐

ありがとうございました。

それでは、これで大きな議題の中身はすべて御議論いただいたものと存じます。あと、議題のその他のほうに移ってもよろしいでしょうか。

○ 納屋座長

お願いします。

○ 堀部課長補佐

わかりました。

それでは議題 4 でございます。一つは、評価部会から幹事会に検討を依頼された案件について、御報告のみでございます。ペーパーは特についておりませんので、口頭のみで御説明させていただきます。

先週 6 月 14 日の評価第二部会におきまして、植物体内運命試験における処理後日数の記載方法について、部会間での統一を図ったほうがいいのかという御提案がございました。本日御議論いただこうと思ったのですけれども、評価第二部会の先生方はあいにく本日お三方とも御欠席という状況でございますので、部会での御審議の状況も含めて、次回のときに先生方に御説明いただいた上で御審議いただいたほうがいいのかと思われましたので、次回に繰り延べにさせていただきますと思います。次回、それが検討事項として入

ってまいります。具体的には、処理後ゼロ日の 2 時間で採取したものについて、ある箇所では処理後 1 日と書いたり、ゼロ日と書いたり、何時間後と書いたりとはらばらになっていて、処理後どれぐらいたったかによって例えば代謝が影響するのではないかといったことから、統一を図ったほうがいいのではないかという御見解だったと認識しております。詳細につきましては、次回幹事会で御審議をお願いできればと思っております。

それからもう一つ、事務局からは、連絡事項のみになりますが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。

それでは、あとは今後の会議の開催日程のお知らせになります。各評価部会でございますけれども、まず 7 月 5 日火曜日が評価第四部会、先ほど振り分けを御報告いたしましたフルバリネットでございます。それから、7 月 6 日水曜日、評価第三部会、メタゾスルフロン。それから、7 月 25 日月曜日に評価第二部会が予定されております。それから、8 月 1 日月曜日、評価第一部会でございます。この 2 部会につきましては、今後またかける剤についてメールで御相談を差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、次回幹事会でございますが、今回は 7 月 20 日水曜日を予定しておりますので、先生方、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 納屋座長

どうもありがとうございます。

以上ですべて終了したと思いますが、何か御発言等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。本日はいろいろとばたばたして、御迷惑をおかけしました。おかげさまで議事を無事終了することができました。

以上をもちまして第 73 回農薬専門調査会幹事会を閉会いたします。どうもありがとうございました。